

京都市訓令甲第29号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市有債権処理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項中「文化市民局市民生活部消費生活総合センター長」を「文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター長」に改める。

第5条中「行財政局財政部財産活用促進課長」を「行財政局資産活用推進室資産管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)